



|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 「帝政期の東方諸民族ロシア化政策に関する一考察」要旨                                                        |
| Author(s)        | 奥村, 庸一                                                                            |
| Citation         | 北海道大學教育學部紀要, 61, 209-212                                                          |
| Issue Date       | 1993-06                                                                           |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/29411">https://hdl.handle.net/2115/29411</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 61_P209-212.pdf                                                                   |



## 「帝政期の東方諸民族ロシア化政策に関する一考察」要旨

奥村庸一

### О политике русификации царизмом восточных народов во второй половине XIX в.

Yoichi OKUMURA

今日、旧ソ連邦地域を揺るがしている民族問題は、その一面において、帝政期の周辺諸民族に対するロシア化政策が産みだした支配、被支配の関係が70余年のソヴィエト時代を経て今に至るまで生き延びてきたことをあらわしている。そしてこのことは、ロシアと東方のアジア系諸民族との関係において、とりわけ鋭いかたちで現れている。筆者は、現在もその生命力を失っていない東方諸民族に対する「指導的民族」としての大ロシアという考え方が形成される上で、19世紀60年代の歴史的所産である教育を媒介とした東方諸民族の民衆レベルでの統合構想が非常に重要な位置を占めるのではないかと考え、次のような課題を設定する。

まず1860年代に、ヴォルガ中流域の非ロシア諸民族を対象にした学校についての議論の中心に位置し、後の世代に及ぼした影響も大きかった Н. И. Ириминский (Ильминский) の思想の分析をすることが第一の課題である。そして彼の思想と行動が時の文相 Д. А. Толстой (Толстой) を動かし、ツァーリ政府が1870年に「異族人教育規則」を制定するまでの過程の検証が第二の課題である。

したがって本論文の意図するところは、東方諸民族ロシア化の実態面での詳細な解明というよりは、ロシア側の為政者、教育活動家がどのような方針を持っていたのか、そして学校政策や教育方法に関する議論を通じて彼らがどのようなイデオロギーを培っていったのか、の検討である。

1552年のイヴァン4世によるカザン攻略以降、タタール、チュヴァシ、チェレミス、ヴォチャーク、モルドヴァ等のカザンを中心としたヴォルガ中流域の諸民族に対してロシア正教会は、布教活動を展開するのだが、19世紀のイスラム教の影響力拡大という事態との関連で重要なのは18世紀のエカチェリーナ2世の諸施策である。エカチェリーナは、それまでの政策方針を一変させてイスラム僧侶の国家へのとり込みに努め、1782年に帝国の一機関としてイスラム聖職者の最高位であるムフティー職をオレンブルクに設けた。そして当時、中央アジアに広大な市場をもっていたタタール人商人を庇護し、その経済力を国家に包摂しようとした。こうした施策はロシア国家の内部に正教以外の宗教を奉ずる社会が存在することを自ら認めるものでもあった。

ロシア正教布教事業は、19世紀前半ニコライ1世治世期にカザン神学アカデミーを中心に再開されるが、以下にみるように学校、あるいは民族語での翻訳出版物を介しての正教布教の本格化は、19世紀後半、イリミンスキーの登場以後のことであった。

ニコライ・イヴァーノヴィチ・イリミンスキーは、1822年4月23日ペンザの長司祭の子として生まれた。そしてカザン神学アカデミー卒業と同時に同校のトルコ語講師となり東洋学者としての道を歩みはじめる。その一方で彼は、ヴォルガ中流域地域へのイスラム教の浸透がこの地域の諸民族の生活様式、言語の多様性を破壊するのではないかと危機意識を強め、1850年代末には、非ロシア人諸民族民衆を対象にした「教育的・訓育的」施策の重要性を強調するようになる。

イリミンスキーは、人間の諸能力を「人間の恣意に依存するもの」と「直接的で自然にまかせたもの」の二つに峻別する。前者は、学問の構築など人間の理性が主体的、意識的に統御することが可能なものを内容とし、後者は、一方において「肉体的」な面として諸器官のはたらきを、他方「精神的」な面として人間が理性の介在を経ずに「精神的・道徳的对象」を「知覚」する能力を内容とする。「精神的・道徳的对象」の「知覚」とはつまるところ宗教的感化のことである。こうして、この二区分のうち、「直接的で自然にまかせたもの」により高い価値を与えるイリミンスキーは、教育における「宗教性」と「道徳性」の涵養を重視するのである。

またイリミンスキーは、「世代を経るにしたがって強化される道徳的、宗教的特質とは、そこにおいて人が成長し、生活する社会的グループの庇護のもとにあつてのみ、すなわち家族、共同体、国家、それにすべてを指導し、すべてに祝福を与える教会の庇護の下にあつてのみ存在する」とした上で、ロシアの民衆学校を、彼自身が理想化したところの「ロシアの家族」や教会の教育的役割を補足し「拡張する」ものとして規定する。そして彼は、この見解を対東方諸民族の場合に敷衍し、「異族人の家族」は、キリスト教的訓育のためのなんらの条件も備えていないが故に、「訓育的使命」のすべてを学校が引き受けねばならないというのであった。

宗教教育と並んでイリミンスキーの教育論の核を構成するものとしてあるのが教育における母語利用の必要性を説く点である。それぞれの民族にとっての母語の意味についてイリミンスキーは、「豊かな言語もあれば貧弱な言語もあるが、すべての言語は、それぞれにその構成、体系において同レベルで驚嘆に値し、賢明なるもの」であり、「人間は、神によって創造されたものとして言語を持つに至ったのだ」と述べる。従って、ある民族に属する一人の人間がその民族の言語を獲得することは、イリミンスキーによれば「直接的で自然にまかせたもの」であり、「彼らの世界観のなかに分け入り」、「シャーマニスト異族人の世界認識をキリスト教に同化させ」るための手段として民族語を利用することは必要不可欠なことなのであった。その一方で彼は、「異族人」によるロシア語の学習を学問的知識への糸口として、警戒を要すものと考えていた。

こうしてイリミンスキーは、民衆教育の目的を「道徳性」と「宗教性」の涵養に置くことで、当時の「ニヒリズム」の思想潮流に真っ向から対立すると同時に、異民族民衆の文化、言語に歩み寄っていくことにより、彼らを内面的に操作し、「真のロシア正教徒」をつくりあげることが可能になると考えた。

1866年夏にカザン県を中心にヴォルガ中流域で発生した大規模なクレシチェンの棄教現象は、クレシチェン（洗礼を受けた非ロシア人）にたいする教化の問題を、カザン神学アカデミーを中心としたロシア正教会の問題から文部省や内務省が焦眉の問題として注意を払う国家レベルの問題に押し上げるうえで決定的な意味を持った。1866年現在、カザン主教管内には、40,594人のクレシチェン・タタールが居住していたが、このうち9,000人が正教からの離脱とイスラムへの回帰の許可を求めてのツァーリに対する直訴運動に加わった。

1866年9月、視察のためカザンを訪れた文相 Д. А. トルストイは、カザン大学における演説で「ロシアにふさわしい東方の征服とは、文明化という征服であり、それはすなわち最も強固で最も安価な征服である。正教教会が福音書によって道を敷き、その導きの光のもと、学問がそれに続くのである。この信仰と学問を一体化させての接近法は、疑いもなく東方的なテーマを投げかける。」と述べ、東方諸民族教育を「東方的なテーマ」を投げかけるものとして、つまりロシア帝国内の民衆教育一般とは区別される別個の問題として認識していることを示した。そしてこのことは、以下にみるようにトルストイによる初等国民学校の中央集権化の流れのなか、イリミ

ンスキーらのカザン・グループのイニシアチブ、すなわち地方のイニシアチブを文部省が受け入れるという特異な経過をたどった1870年「異族人教育規則」制定までの事態の推移に反映される。

一方カザンにおいては、イリミンスキーが、周囲に一定の支持グループを築きながら自らの理念を普及するための地歩を固めつつあった。1867年10月、イリミンスキーと彼の教育原則を支持するグループ、すなわち、カザン学区総監 П. А. シェスタコフ (Шестаков), カザン県副知事 Е. А. ローゾフ (Розов) 後に「チュヴァシ人学校視学官」となる П. И. ゴロトニツキー (Золотницкий) 等が中心となってグーリ兄弟団なる正教布教のための社会団体を組織した。兄弟団は、「異族人」学校のための資金援助の他に、カザン主教管区内での民族語での出版物に対する検閲権を握り、またタタール人の正教司祭叙任のためのはたらきかけを行った。

さて、1870年の東方諸民族を対象にした「異族人教育規則」(Правила о мерах к образованию населяющих Россию инородцев) は、基本的には、文相トルストイ (任 1866. 4 - 1880. 4) が帝国内「辺境地域」の教育を「国家的教育体系」のなかに組み込み、位置づけていくための諸施策を展開した、その途上に位置するものである。1863年のポーランド反乱以後、政府あるいは世論が沿バルト地方、ウクライナ、ポーランド等における「分離主義的傾向」に対して警戒感を強めていくという状況下、「辺境地域」の教育と「国家的教育体系」の「調整」の問題は、ツァーリ政府にとって単なる教育行政上の問題ではなく、最重要の政治問題となっていたのである。そして、こうしたなか1866年12月、トルストイの要請でカザンに設置された学区総監シェスタコフを議長とし、イリミンスキーも加わった「異族人教育問題」審議のための特別委員会とペテルブルクの文部省学術委員会との間の対抗関係を軸として、1870年3月の「異族人教育規則」制定を帰結点とする議論が展開された。

カザンの特別委員会がペテルブルクの文部省学術委員会に対して提出した諮問案は、クレシチェンのための学校では、母語での宗教、道德教育がロシア語教育に優先すべきであることを明確に述べていた。加えて、諮問案は、初等学校の教授語をロシア語と定めた1864年制定の「国民学校規程」の第4条に、「カザン学区においては、その特殊事情に鑑み、タタール、チュヴァシ、チェレミス、その他の民族を対象とした初等学校で固有の民族語を用いての教授を行い得。」という文言を加えることを要求した。

だが、これを受けての首都の学術委員会による1867年2月27日の決定は、「規程」への文言追加についての拒否に加えて、宗教教育に係わっての母語利用の有用性には、何ら言及していなかった。西方での「分離主義の危機」に動揺していたペテルブルクの学術委員会は、カザン・グループの説得を受けてもなお、民族語を教育の手段として積極的に利用することを認めようとはしなかったのである。

文相トルストイは、この学術委員会決定に満足せず、『文部省雑誌』をこの問題の議論の場として提供するとともに学術委員会に対して再度の審議を要求した。

こうして結局、1870年制定の「異族人教育規則」は、「異族人グループの特性に考慮」し、「初等段階での授業は、異族人方言で行われ、教科書も方言で書かれたものを用いる」と明記することになる。

「異族人教育規則」には、諸民族の母語を指すのに「言語 (язык)」ではなく「方言 (наречие)」という語を用いるなど、ロシア語化すなわちロシア化という学術委員会の見解が随所に刻み込まれていた。だが、このことは、1863年の内相訓令が当時の高揚したウクライナ文化運動を弾圧するために、一般教育を意図したウクライナ語図書の発刊を禁止するなど、政府が学校教育の分野

でロシア語以外の言語を用いることの可否という問題をいわば解決済のこととしていた、という背景からすれば領けることであった。またそうであるが故にこそ、政府が東方の民族教育に際して、イリミンスキーの方法を受容したことは、画期的な事態といえるのであった。

「異族人教育規則」の制定後、概してイリミンスキーの方法による学校は、ゼムストヴォの支持を得られず安定した財政基盤を欠いていたが、その一方でイリミンスキーの理念は、1880年代以降、宗務院長 K. П. ポベドノスツェフ (Победоносцев) やロシア正教会の広範な層に支持され受け継がれていったのである。

以上、明らかにしえたことをまとめると、第一に沿ヴォルガ地域へのイスラム教の影響力拡大に際して、イリミンスキーは、ロシア正教と民族語の積極的利用を柱とする教育構想を掲げた。学校教育に異民族の文化的、宗教的同化という点での積極的意義を見出し、それを実践活動に結び付けた体制側の最初の人物として、イリミンスキーのロシア教育史上における意味は極めて大きい。また一方で、民族語を用いることにより、異民族民衆のなかに分け入って彼らを教化することが可能だと考えた点で、彼の理念には、19世紀後半のロシアにおける民衆啓蒙運動の系譜と通底するものがあつた。

第二に政府がイリミンスキーと異民族教育の理念を完全に共有していたとはいえないにせよ、彼の方法を受容し、「宗教的、道徳的教育」の対象として、あるいは「方言をロシア文字で表記した図書」を与えられるものとして「キリスト教化された異族人」を規定した1870年の「異族人教育規則」は、「指導的民族」としてのロシアと教育されるべき民族としての東方諸民族という関係のあり方を明文化したものであつた。

本論文執筆にあたって利用した H. И. イリミンスキーの著作を以下に掲げる。

- (1) Казанская центральная крещено-татарская школа, Казань, издание П. В. Щетинкина, 1887.
- (2) Избранные места педагогических сочинений, Казань, издание почитателей покойного, 1892.
- (3) О системе просвещения инородцев и о Казанской центральной крещено-татарской школе, Казань, дополнения А. А. Воскресенского, издание П. В. Щетинкина, 1913.